

成人ぜん息患者医療費助成制度を更新される方へ

引続き医療費助成を受けようとする方は、更新手続きが必要です。

令和6年3月末をもって川崎市成人ぜん息患者医療費助成制度は廃止となります。

「アレルギー疾患対策推進方針」等を踏まえ、他のアレルギー疾患との公平性の観点から、成人ぜん息患者医療費助成制度を廃止することとなりました。

ただし、令和6年4月1日時点で有効な川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例に基づく医療証をお持ちの方は、現在お持ちの医療証の有効期限が切れる前に更新申請をいただければ、最長で令和8年3月31日までお使いいただけます。

1 更新対象者

令和6年4月1日時点で有効な川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例に基づく医療証をお持ちの方で、健康保険に加入している方

※ この制度は、対象となる医療費について1割のご負担をいただき、残りの自己負担分について助成する制度です。従って、**障**医療証をお持ちの方など自己負担分全額の助成を受けている方や、高齢受給者証などで1割負担の方は、この制度の対象とはなりません。

2 更新期間

医療証の有効期間が満了する2か月前に「更新のお知らせ」をお送りしますので、更新を希望される場合は、有効期間満了前に、お手続きをお願いいたします。（土日祝日及び市役所休庁日は除く）

例：令和6年6月30日に有効期間満了となる方の更新期間（令和6年5月1日から6月30日まで）

※ 6月30日を過ぎると更新できなくなりますので、ご注意ください。なお、有効期間満了日までに診断書が提出できないなど、お困りのことがございましたら、下記の問い合わせ先・受付窓口にご相談ください。

令和6年5月	令和6年6月	令和6年7月
有効期間満了 6月30日 更新期間 5月1日～6月30日	 医療証送付 6月中旬頃 ※5月25日までに手続きした場合	 医療証送付 7月中旬頃 ※6月25日までに手続きした場合

※申請受付後、審査を行うため、有効期間満了の前月25日までに手続きいただくと、満了日前に新しい医療証が郵送されます。

3 更新手続きに必要な書類

(1) 成人ぜん息患者医療費助成認定更新申請書【第1号様式（2）】

* 受付窓口に用紙が備えてあります。

(2) 成人ぜん息患者医療費助成主治医診断報告書（更新）【第6号様式】

* 受付窓口に用紙が備えてあります。主治医の証明を受けてください。

（川崎市のホームページ「電子申請・ダウンロード」ページからダウンロードすることもできます。）

* 有効期間は医師作成（報告）日から1ヶ月間です。

* 医師の証明にかかる費用は自己負担となります。

（医学的検査（アレルギー検査及び胸部エックス線検査）は不要です）

(3) 現在お持ちの医療証

* 有効期間満了までお使いいただけます。満了後はお住まいの区へご返却ください。

(4) 健康保険の記号・番号及び保険者名のわかるもの

* マイナポータルの画面提示、マイナポータルの健康保険の資格情報画面を印刷したもの、資格確認書、資格情報のお知らせ、有効な健康保険証、高齢受給者証等

（1割負担の方や自己負担のない方はこの制度の対象外です）

〈お問い合わせ先・受付窓口〉

川崎区役所地域ケア推進課 Tel201-3228
幸区役所地域ケア推進課 Tel556-6643
中原区役所地域ケア推進課 Tel744-3252
高津区役所地域ケア推進課 Tel861-3302
宮前区役所地域ケア推進課 Tel856-3254

多摩区役所地域ケア推進課 Tel935-3295
麻生区役所地域ケア推進課 Tel965-5156
川崎市健康福祉局
環境保健・アレルギー疾患対策課 Tel200-2487